

第439回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年9月28日
- 2 開催場所 川越市北公民館会議室1号・2号
- 3 開会時刻 午後 1時30分
- 4 閉会時刻 午後 2時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	欠	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	遅参
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	山崎宗一	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	西川利雄	農地利用最適化推進委員	忍田文男
農地利用最適化推進委員	小野澤実	農地利用最適化推進委員	鈴木家守
農地利用最適化推進委員	竹ノ谷敏彦	農地利用最適化推進委員	戸口勇太郎

農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	荻 原 政 已
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 已	農地利用最適化推進委員	時 田 重 雄
農地利用最適化推進委員	渡 邊 憲 一	農地利用最適化推進委員	木 所 清 司
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹	主 事	山 本 和 慶
副事務局長	内 田 和 則	主 事 補	飯 島 佑 加
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
副 主 幹	横 山 大 造		
主 事	酒 井 亮		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年9月28日第439回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 中 野 一 明

委 員 矢 部 節

委 員 吉 崎 一 行

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 8 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、4 筆、5 4 2 . 6 5 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、6 筆、8 3 4 . 9 9 m²である。農地改良届については、合計 1 件、2 筆、7 6 0 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 3 件、1 7 筆、1 2 , 9 4 2 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、1 4 筆、9 , 5 8 0 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 6 件、4 0 筆、2 4 , 7 4 2 . 7 8 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 1 号議案は、件数 5 4 件、総筆数 2 0 3 筆、総面積 1 5 5 , 3 9 4 . 1 9 m²について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 5 4 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号53番について報告する。9月22日に現地確認等してきた。譲受人は36歳であり、父と共に近隣の畑で野菜を栽培している。トラクターや耕運機など、農作業に必要な機械は一通りそろっている。一生懸命農業に従事しており問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「賃借権設定が何件かあるが、それぞれの賃借料を教えてください。」との発言があった。

事務局はそれぞれの賃借料を答えた。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から54番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数1件、筆数2筆、面積934㎡であり、先ほど第1号議案で審議した農地については、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があり、総会を経て決定される。議案第2号では、第1号議案で審議した農地について、埼玉県農林公社が貸付

人となり、農地の配分を行う。農用地利用配分計画（案）について市長から意見照会があったため、お伺いする。同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用配分計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、「問題なし」との意見を付すことが適当だと考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、「問題なし」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数6件、筆数15筆、面積8,081㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによりよろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。9月23日に農地利用最適

化推進委員と共に、話を聞いてきた。譲受人は、現在79歳、世帯の合計
従事日数は120日以上、家族構成は妻と子の3人である。なお、長女が
農業後継ぎとなっている。譲受人は、56アールの農地を所有しており、
20アールは稲作を行い、自宅近隣の3アールは自家消費用の野菜を栽培
している。その他については、保全管理している。農機具については一通
り確認してきた。今回の申請については、譲渡人が高齢であることから農
業をやめたいとの意向があり、今回の申請に至った。地元の農業委員とし
てはやむを得ないと考える。」との発言があった。

委員から「整理番号4番について報告する。9月18日に譲受人宅を訪
問し、話を聞いてきた。譲受人は現在81歳で、家族とともに5反の畑を
耕作している農家である。農業従事日数は年間200日以上である。農機
具については、畑作をするにあたって必要な機械は完備されていた。生産
物は自己販売等を行っているとのことである。譲受人が高齢であることか
ら、事前に譲受人の息子に話をしてきた。現在39歳であり、仕事をして
いるが、休みの日などには農作業を手伝っており、今回の申請に関しても
前向きに考えているとのことであった。地元の農業委員としては問題ない
と考える。慎重な審議をお願いします」との発言があった。

委員から「整理番号6番について報告する。譲受人は、トラクター2台、
乾燥機5台所有しており、栽培した米については、自家販売や知り合いの
米屋に引取ってもらっているとのことである。昨年からは、妹の甥が農業
に興味を持ち、2人で農地を管理している。譲渡人は、今回の農地につい
て水利費の支払いや、年に3、4回近隣の方に草刈りをお願いしており、
それだけでも相当の管理費がかかるため、手放したいとのことであった。
地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」
との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について今回の申請地には何を作付けするのか。」との発言があった。

委員から「里芋を作付けするとのことである。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積357㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について総合意見とし

て許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について
議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 5 号議案は、件数 6 件、筆数 8 筆、面積 1, 7 4 1 m²
についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 6 番
については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定
された農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許
可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を
行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 6 番について農地転用
に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該
当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告
げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について総合意見とし
て許可相当と意見を付すことに決定する。

議案第 6 号

令和 3 年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関
する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、令和 3 年度の予算編成及び農業施策の推進
に当たり更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法

律第38条に基づき意見するものである。意見書については、本総会での決定後、10月19日に川越市長へ提出する予定である。意見書前文については、別冊1ページにまとめたとおりである。」との説明を行った。

議長は、1ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、次ページの説明を事務局に求めた。

事務局は「1 優良農地の保全等の推進のための支援として、いただいた意見を、記載のとおり(1)農業基盤の整備と推進について(2)多面的機能支払交付金の活用について(3)農地の保全・管理対策について(4)遊休農地の発生防止・解消についての4項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、2ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、次ページの説明を事務局に求めた。

事務局は「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援として、いただいた意見を記載のとおり(1)農道及び農業用水路の整備について(2)農業用水の水質保全について(3)農業用井戸について(4)有害鳥獣対策の4項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、3ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、次ページの説明を事務局に求めた。

事務局は「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善支援として、いただいた意見を記載のとおり(1)新規就農者への支援について(2)農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について(3)農業者を対象とする各種研修会について(4)スマート農業の推進についての4項目にまとめた」との説明を行った。

議長は、4ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、次ページの説明を事務局に求めた。

事務局は「4 その他農業振興のための支援として、いただいた意見を記載のとおり（1）川越産農産物の普及について（2）学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について（3）農業イベント等の充実について（4）川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」についての4項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、5 ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、次ページの説明を事務局に求めた。

事務局は「5 その他として、いただいた意見を記載のとおり（1）農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について（2）災害対策について（3）不法投棄の防止について（4）農地における野焼きについて（5）新型コロナウイルス感染症への対応についての5項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、6 ページ目について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため全体を通して委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第6号について原案どおり決定する。

以下余白

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 3 9 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 1 0 月 7 日

議 長 石 川 秀 夫 印

委 員 中 野 一 明 印

委 員 矢 部 節 印

委 員 吉 崎 一 行 印
